

○ 茨城県警察に勤務する技能労務職員の給与等に関する訓令

平成13年6月21日

本部訓令第8号

〔沿革〕 平成19年3月本部訓令第2号改正

茨城県警察に勤務する技能労務職員の給与等に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察に勤務する技能労務職員の給与等に関する訓令

茨城県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令（昭和49年茨城県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1条 この訓令は、茨城県警察に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能労務職員」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2条 技能労務職員の給与は、次条に規定する特殊勤務手当を除き、知事の事務局に勤務する技能労務職員の例による。

（特殊勤務手当）

第 3条 技能労務職員に対しては、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の適用を受ける警察職員の例により特殊勤務手当を支給する。

（旅費）

第 4条 技能労務職員が出張し、又は赴任したときは、職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の規定の例により、当該条例において4級以下の職務にある者（役付の職務にある者を除く。）の受ける額と同一の額の旅費を支給する。

付 則

1 この訓令は、平成13年6月21日から施行する。

2 この訓令の施行前において技能労務職員についてなされた給与に関する決定で、この訓令の施行の日に現に効力を有するものは、この訓令の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 （平成19年3月13日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。